

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第375回）
第114回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部
米子市新型コロナウイルス感染症対策本部
第47回倉吉市新型コロナウイルス感染症対策本部
境港市新型コロナウイルス感染症対策本部
合同会議

➤ 日時：令和5年1月11日（水）午後1時から

➤ 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

➤ 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、教育委員会
（テレビ会議参加）

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

鳥取市長、米子市長、倉吉市長、境港市副市長

鳥取市保健所長

鳥取県町村会 宮脇湯梨浜町長

東部町長会 長戸岩美町長

中部町村会 松浦三朝町長

西部町村会 陶山南部町長

➤ 議題：

（1）県内の感染状況について

（2）その他

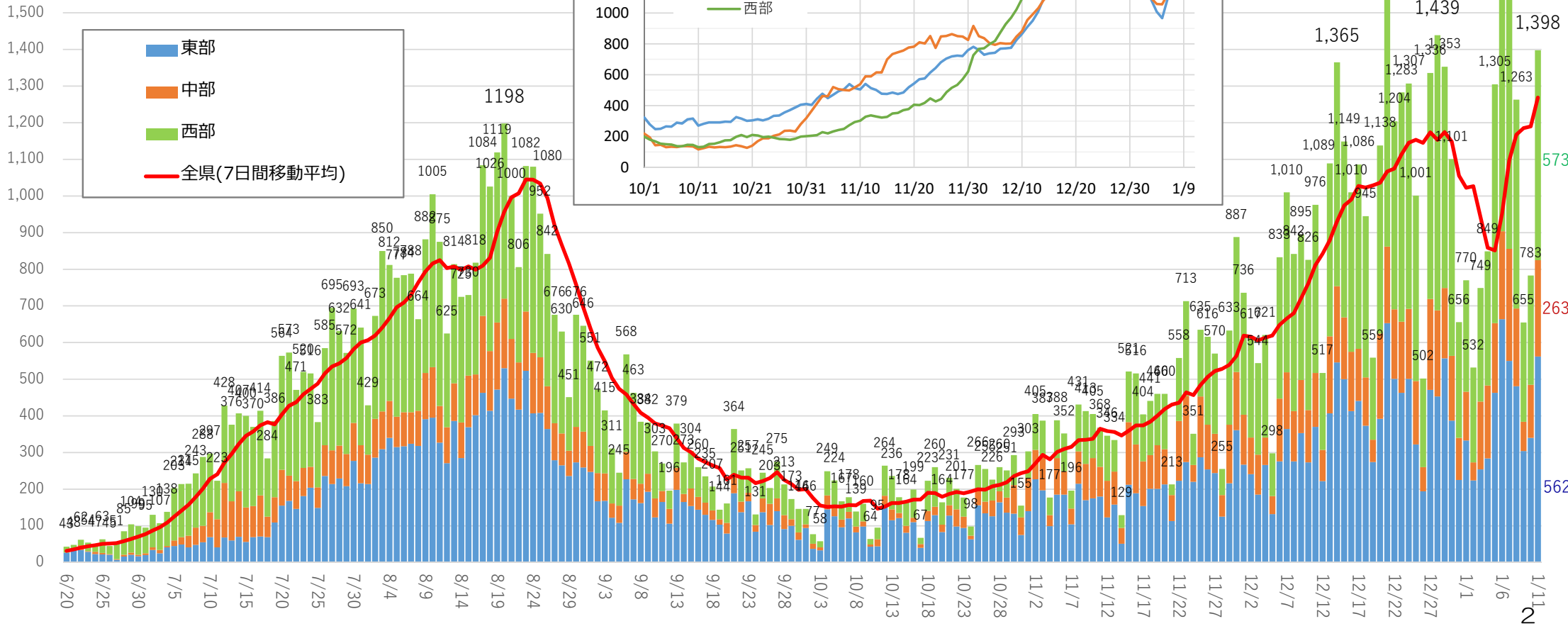
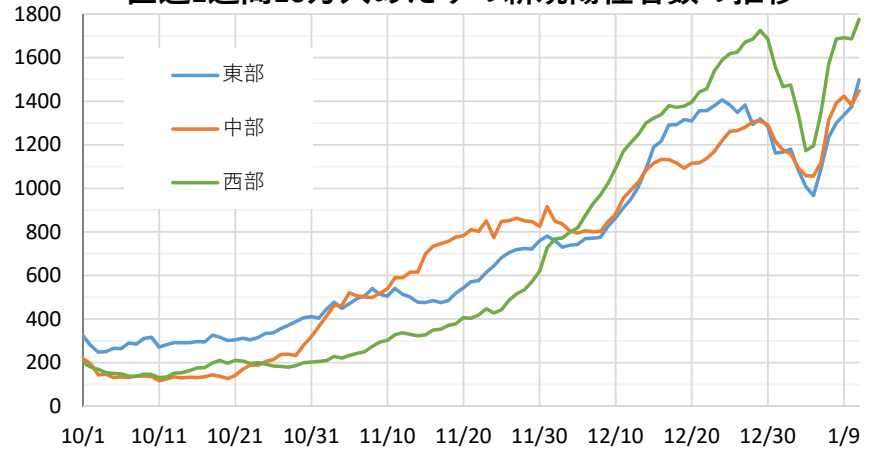
鳥取県の新規陽性者数の推移

1/11、全県域において、直近1週間10万人あたりの新規陽性者数が過去最高値を記録

全県：1,604.6人
 東部：1,498.5人 中部：1,447.7人 西部：1,776.1人

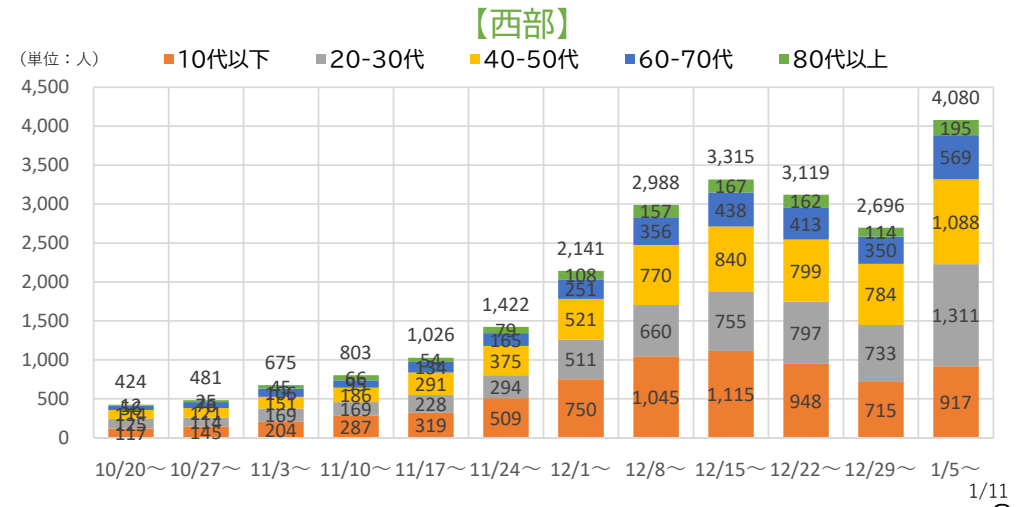
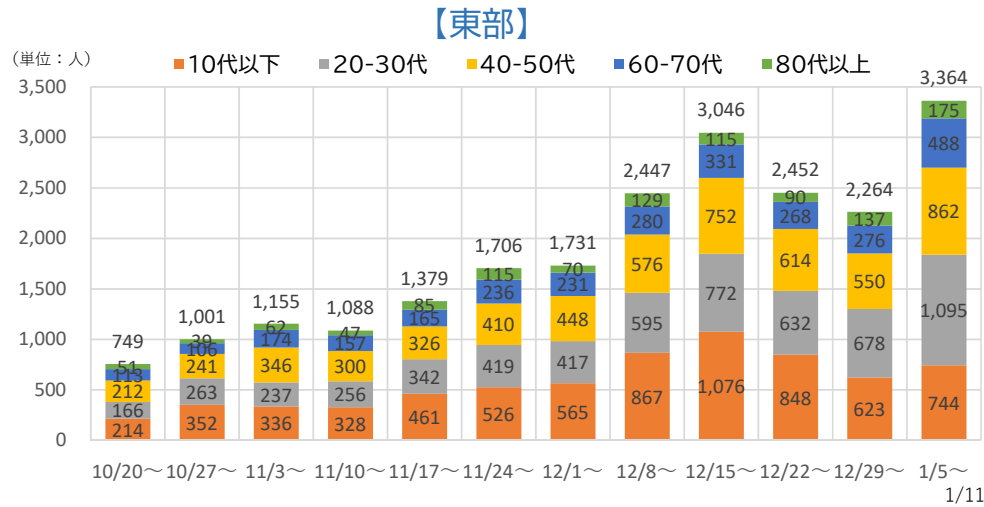
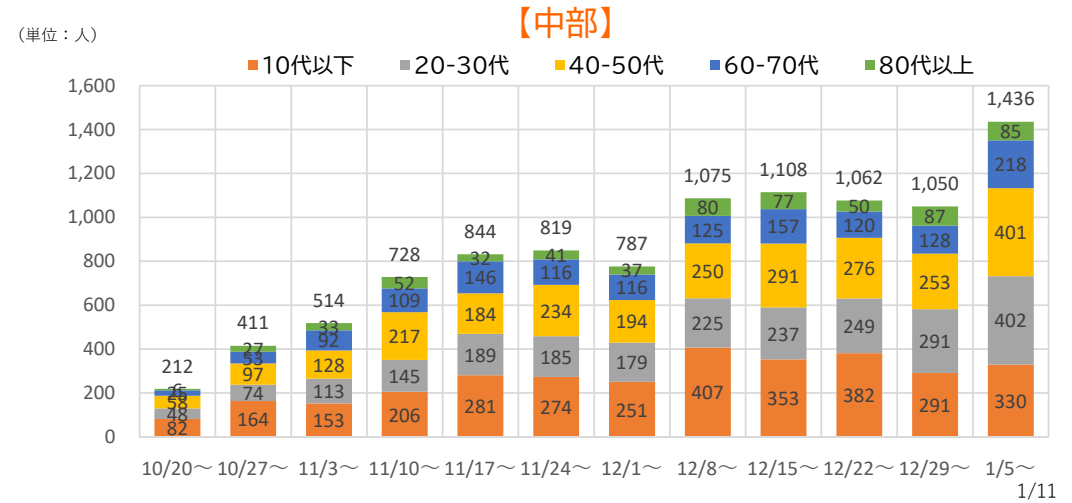
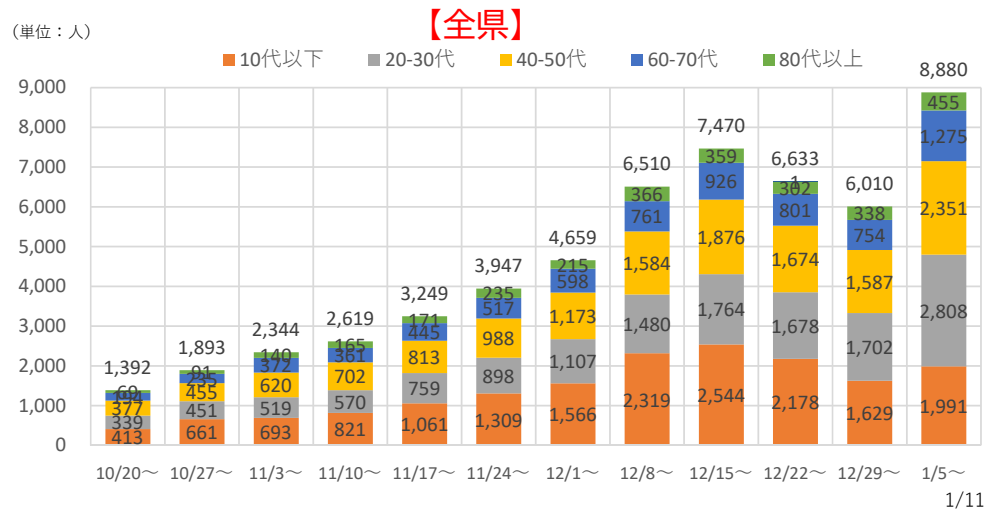
[1/11は速報値]
 1/6過去最高値
 1,795人

直近1週間10万人あたりの新規陽性者数の推移



鳥取県の年代別感染者数(7日間毎)

[1/5~1/11は速報値]

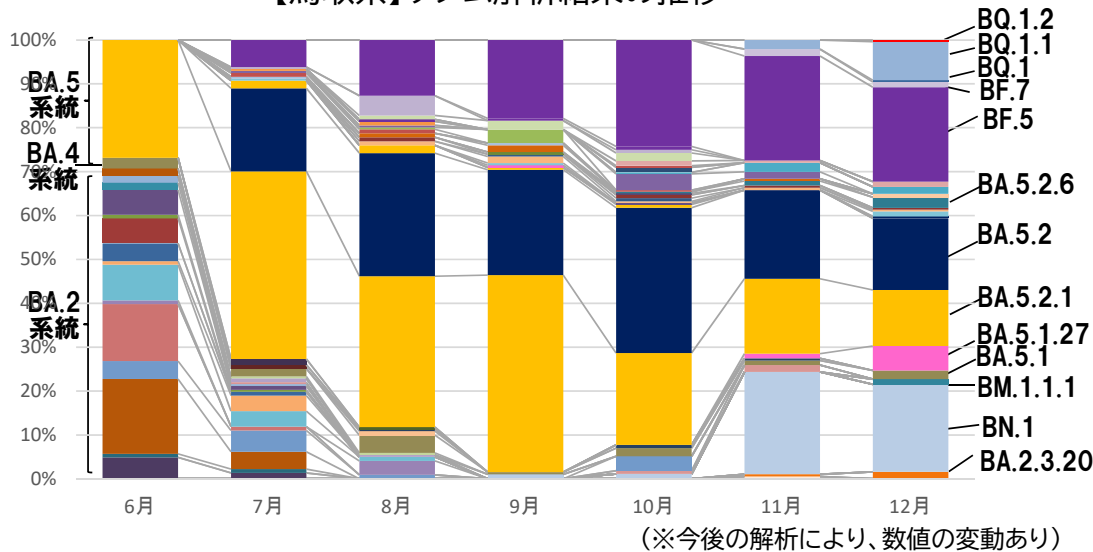


県内におけるオミクロン新系統の発生状況

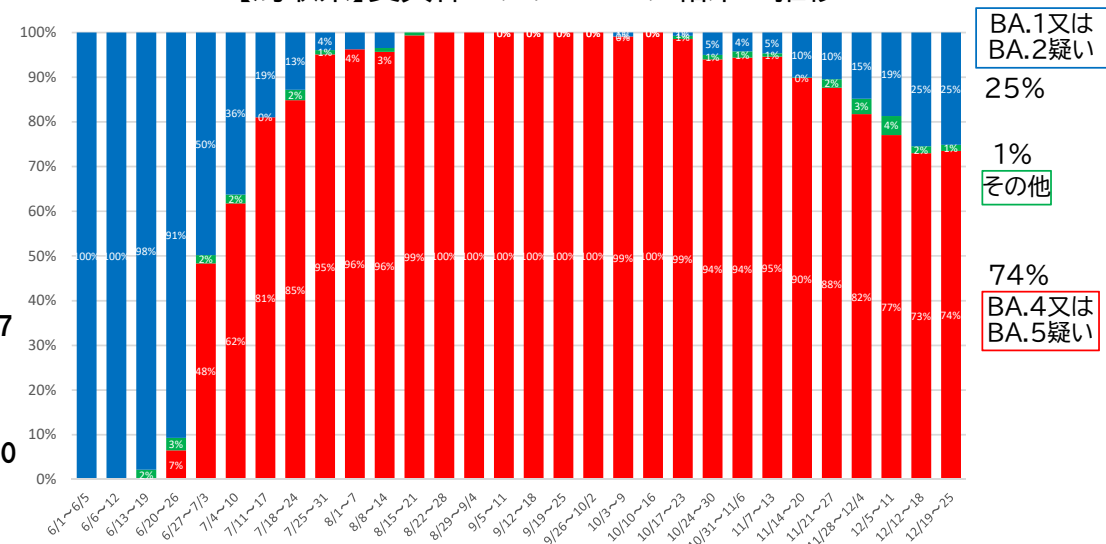
○県内は、特定の系統が優勢な状況ではなく、引き続き様々な変異株を検出

- ・「BN.1(BA.2.75系統)」が11月以降増加傾向:10月3件→11月45件→12月50件 ※今後の解析により数値の変動あり
変異株スクリーニング検査でもL452R陰性(BA.2系統疑い)の割合が増加傾向
10月下旬(10/17-23):1%→12月下旬(12/19-25):25% ※[%]は解析件数に対する割合
- ・「BQ.1.1(BA.5.3系統)」が増加傾向:11月4件[2.1%](いずれも西部)→12月22件[8.8%](東10、中5、西7)
「BQ.1」及び「BQ.1.2」もそれぞれ1件確認
- ・「BF.5」は11月と同程度で推移。「BF.7(BA.5.2.1系統)」も複数検出あり:11月3件(東3)→12月3件(東1、中1、西1)
- ・「XBB系統(BA.2.10系統とBA.2.75系統の組換え体)」は11月に1件確認(以降検出なし)

【鳥取県】ゲノム解析結果の推移



【鳥取県】変異株スクリーニング結果の推移



第8波対策の拡充(高齢者施設対策・治療薬早期処方・無料検査延長・クラスター対策)

■高齢者施設等の対策強化

- (1)PCR検査等の支援の拡充(補助率10/10) →2月末まで期間延長
- (2)感染予防・拡大防止対策物品の購入支援、職員の自主隔離支援
→対象物品の拡大(サーキュレーター、パーテーション等)、職員の宿泊費(自主隔離)支援(12/28~)

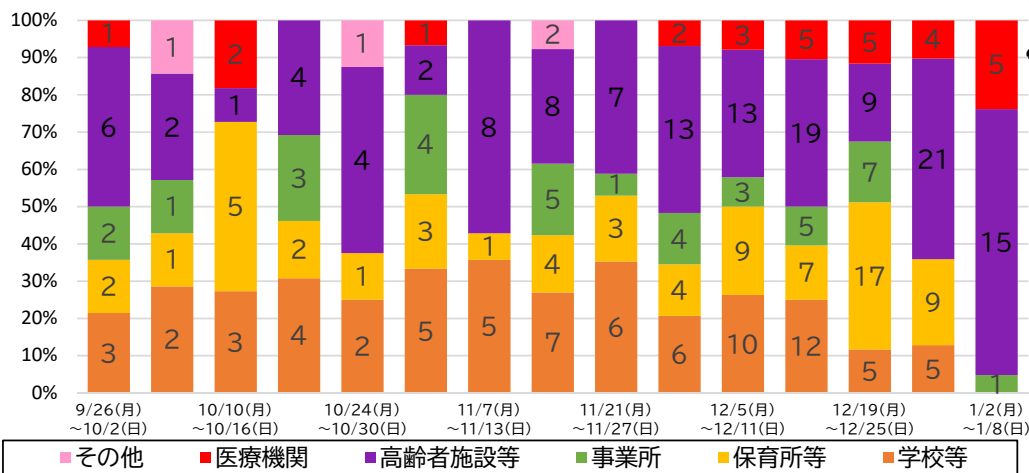
■治療薬の早期処方による重症化防止

- (1)コロナ治療薬の処方体制整備 →医療機関・高齢者施設での早期処方をさらに促進
※本日、各医師会を通じ、早期処方の実施や施設嘱託医へ処方のための登録について改めて協力要請

- (2)休日当番薬局による「おくすり宅配システム」 →県薬剤師会を支援し、年末年始から当面延長

■無料検査の実施期間を2月末まで延長 →感染不安のある県民等は引き続き利用可能に

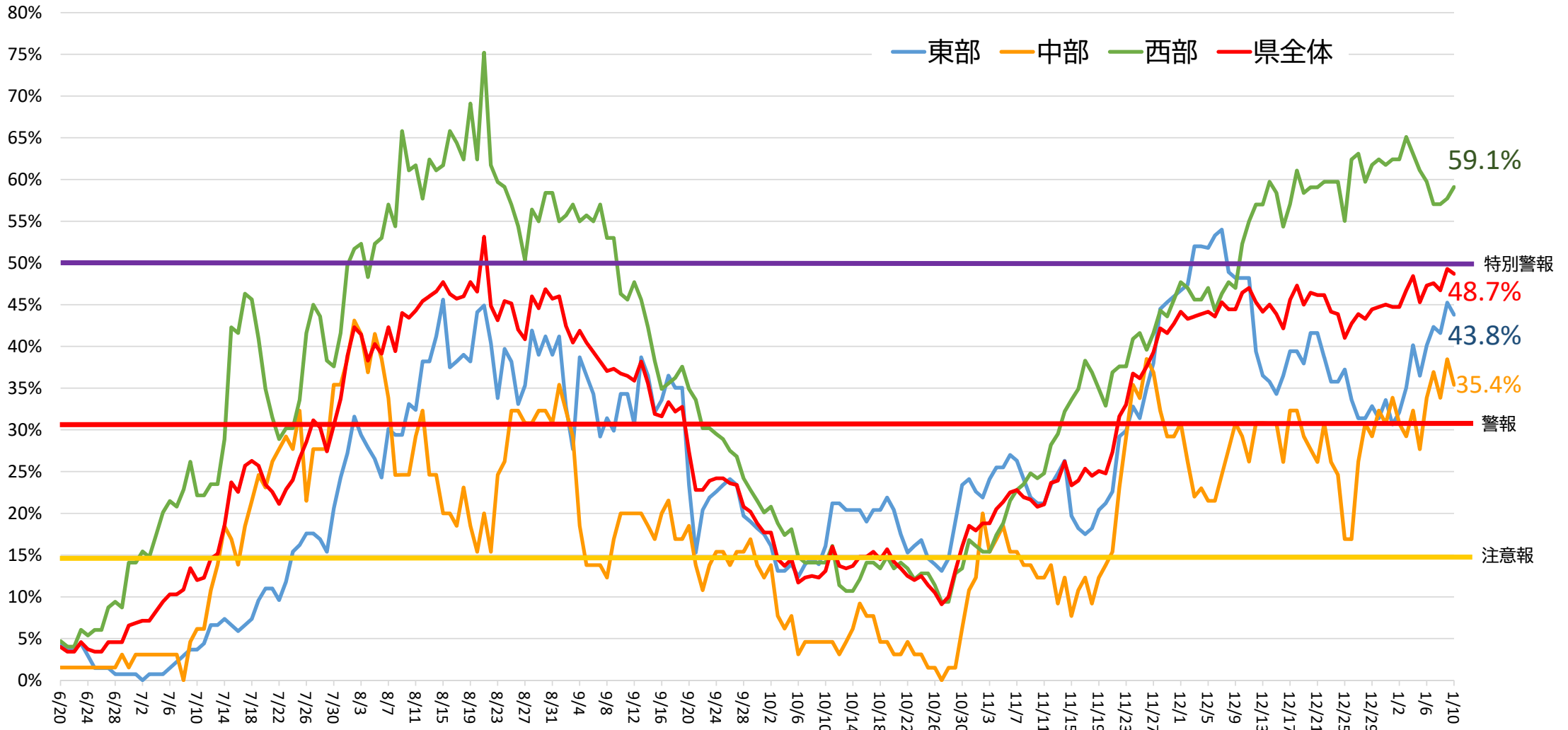
■最近のクラスターの発生状況



- 高齢者施設、医療機関でのクラスターを引き続き確認
- 新学期等に入り、学校・保育所等でのクラスター発生が懸念される

→再開した学校を含め、各施設での基本的な感染防止対策(換気、体調不良者の把握等)の徹底が不可欠
→保育施設における抗原検査キットによる週3回の検査など、早期の幅広な検査により、速やかな封じ込めを行い、事業継続につなげる

病床使用率の推移



インフルエンザの流行期に入りました

【鳥取県】

○直近1週間(2023年第1週:1/2-1/8)の**定点医療機関当たりの患者報告数は4.17人**(121人/29定点医療機関)と**増加**
(前週(第52週):0.59人)

➡ **県内はインフルエンザの流行期に入った**と認められる。

<参考> 流行開始の目安:1人、注意報発令基準:10人、警報発令基準:30人

※全国は1/6に流行期に入った。

インフルエンザの流行状況

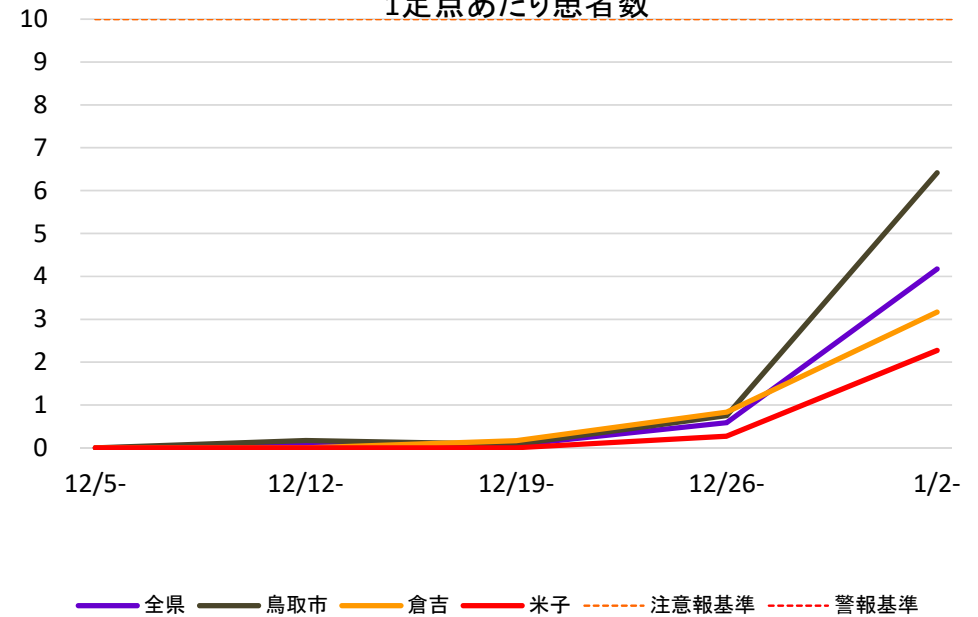
左欄: 定点からの患者報告数合計(人)

右欄: 1定点あたり患者数(人)

期間	全県		鳥取市		倉吉		米子	
12/5-12/11	0	0	0	0	0	0	0	0
12/12-12/18	2	0.07	2	0.17	0	0	0	0
12/19-12/25	2	0.07	1	0.08	1	0.17	0	0
12/26-1/1	17	0.59	9	0.75	5	0.83	3	0.27
1/2-1/8	121	4.17	77	6.42	19	3.17	25	2.27

インフルエンザの流行状況

1定点あたり患者数



初春ワクチン接種キャンペーン (1/13~28)

■ 現在、国において感染症類型の見直しが検討されており、その中でワクチン接種の費用負担も議論されています。感染が急拡大し、無料で接種できる今こそ、速やかなワクチン接種をお願いします。

※ 高齢者で亡くなる方も増加しています。特に高齢者やその家族、高齢者施設の職員でまだの方は、速やかに接種してください

※ 乳幼児・小児も、かかりつけ医と相談して、大切なお子様の免疫獲得のため、早めの接種を

【参考】オミクロン株対応ワクチン (1/9) 本県:217,566、39.4% (全国:36.9%) うち60歳以上:132,598、61.7% (全国:60.1%)
乳幼児・小児接種の状況 (1/9) 乳幼児:505 (2.8%) 小児:8,971 (27.1%) ※ いずれも1回目

県営接種会場(1月) ●1月28日までに県営会場で接種した方全員に県産米パックご飯(一つ/150g)をプレゼント!

<東部> トリニティモール 13(金),14(土),20(金),21(土),27(金),28(土)

保健事業団本部 16(月),18(水),23(月),25(水)

新日本海新聞本社 28(土)

<中部> 倉吉シティホテル 13(金),14(土)

<西部> イオンモール日吉津 13(金),14(土),15(日),20(金),21(土),22(日),27(金),28(土),29(日)

米子しんまち天満屋 21(土)

※ インフルエンザとの同時接種は、トリニティモールとイオンモールで毎週金・土曜日に実施、小児接種は、イオンモールで毎週日曜日に開催



写真はイメージです



接種促進の加速化

○成人式での接種勧奨 市町村成人式(16自治体)で接種勧奨チラシ

○保育所・幼稚園での接種勧奨 保護者向け出前説明会で安全性・有効性を解説

乳幼児接種の相談は、かかりつけ小児科医のほか
県の『[乳幼児接種ワンストップ相談窓口](#)』を
御利用ください。

<問い合わせ先> (電話) 0857-26-7976



賢く第8波を乗り切りましょう！

感染拡大が続き、医療ひっ迫や命への危険が急速に高まっています
今までより重症化は少ないウイルスなので、ぜひ冷静にご対応ください
基本的な感染対策を徹底し、感染拡大防止にご協力ください！

■重症化リスクの低い方は、医療への負荷をかけずに自宅療養を！

- 事前に市販の解熱剤や抗原定性検査キットなどの準備を
- 喉の痛みや発熱などの症状が出たら、ご自身で抗原定性検査キットで検査を
- 重症化リスクの高い方との接触を控えましょう
- 陽性だった場合は、陽性者コンタクトセンターに登録して自宅療養を
- 発熱などの症状には、市販の解熱剤などを使って療養してください
- 症状が重い場合は、かかりつけ医又は受診相談センターに相談を
- 陰性でも症状が続く場合は、医療機関に相談・受診を

■重症化リスクの高い方は、速やかに医療機関を受診し病状の確認を！

- 喉の痛みや発熱などの症状が出たら、速やかにかかりつけ医に相談を
- できるだけ速やかなワクチン接種を

鳥取県 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町
湯梨浜町 琴浦町 北栄町 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町

入院受入協力や早期投薬治療のお願い

- 年末以降、東部・中部の病床使用率も上昇しており、県全体でレベル3の目安である50%目前です。
- 冬期に入り、通常の緊急搬送も多くなっており、一般医療の大幅な制限をしない中では、コロナ確保病床への入院は、限られた患者の方に制限していく状況となっています。
- さらに、医療従事者の自宅待機や一般病棟での院内感染等により、確保病床の運用がますます厳しくなっており、新規の入院受入れは、病床使用率の数字以上に難しいのが現状です。
- 保健所による入院調整も極めて困難な状況となっていますので、病院で入院患者の陽性が判明した場合は、院内感染対策を強化の上、自院での入院受入れを継続いただくようお願いいたします。
- また、高齢者施設においても、嘱託医等と連携し、治療薬を早期投与することにより症状悪化を防ぎ、可能な限り施設内での療養を継続いただくようお願いいたします。

特措法第24条第9項に基づく要請

(地域：県内全域、期間：R5.1.11-R5.2.28)

① 家庭内や友人など近しい人との交流でも感染対策の徹底を

- ◆ 距離が確保できない場合や会話を行う場合など 場面に応じたマスクの着用
- ◆ 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- ◆ 寒くても エアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- ◆ 感染、重症化、後遺症予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種

② お出かけの際は、感染対策のレベルアップを

- ◆ 県外往来や大きなイベント参加の際は 積極的に無料検査を受検
- ◆ 新年会などの会食の際は、大人数を避け、マスク会食を徹底
- ◆ イベントの前後も含めて 大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- ◆ 人ごみなど 密な場所への立ち入り時には特に注意

③ 重症化リスクに応じたコロナに感染した場合の備えを

- ◆ 重症化リスクの低い方は、市販の解熱剤や抗原定性キットなどを準備し、症状が出たら自己検査で陽性だった場合は、陽性者コンタクトセンターに登録して原則自宅療養
- ◆ 重症化リスクの高い方は、速やかに医療機関を受診し病状の確認

無料検査(PCR検査等)を活用しましょう

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内118ヶ所の無料検査所において検査実施中です。
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
※東部:48ヶ所、中部:28ヶ所、西部:42ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 無料検査期間を**令和5年2月28日まで延長**しますのでご利用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒県外者を対象とした無料検査
当面、本県の独自施策として実施
※他の都道府県は令和4年8月末まで及び
12月24日から1月12日まで終了

旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。

学校再開後における感染対策の徹底

- ・ 県内ほとんどの学校において教育活動が再開しました。
- ・ 現在も継続して感染力が強い変異株による感染拡大が続いていますので、**換気の徹底、正しいマスクの着用、手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策の徹底を図り、学校再開後における感染拡大を防止しましょう。**

◆基本的な感染防止対策の徹底

- 風邪症状のほか、倦怠感・のどの違和感などの**体調不良がある場合は、決して登校・出勤せず**、速やかに医療機関を受診させるなど、生徒・教職員の体調管理・健康観察を徹底（同居家族が体調不良の場合も同様）
- **マスクの正しい着用、暖房使用時も換気を徹底、手指消毒の徹底**など基本的な感染対策を徹底
- 陽性者が確認された場合、保健所、学校等が連携・情報共有して、**速やかに学級閉鎖や一斉のPCR検査を実施**するなど、**陽性者の早期の囲い込み等初動体制の強化**を図る



◆部活動における感染対策の徹底

- 管理職は、部活動の再開にあたり、**ガイドラインに則った感染防止対策が徹底されているかどうか確認**
- 顧問は、活動前後及び活動中の**生徒の体調管理を徹底**し、発熱等風邪症状など**体調不良がある場合は活動に参加させない**とともに、生徒に対し、**手指消毒、マスクの着用（活動中以外）、共用物の消毒、換気など基本的感染対策の徹底**を指導
- **部室等利用時の感染防止対策を徹底**（利用人数制限、換気の徹底、飲食禁止、マスク着用、会話を控える等）
- 大会、練習試合等で県外を訪問する際は次の点に留意
 - ➔ **移動中や宿泊先等での感染対策を徹底**（マスク着用、換気の徹底、人込みは避けるなど密回避 等）
 - ➔ **帰県後の健康観察を徹底**するとともに、不安がある場合は、**無料PCR検査の受検を推奨**



県内大学等における感染対策の徹底

冬休み明けの感染拡大防止対策のさらなる徹底を依頼

→ 冬休み前に、各大学等に対し周知徹底依頼していた以下の事項について、学生一人一人へ周知徹底するよう、重ねての感染防止対策を依頼

- ・ 帰省など県外往来、成人式等大きなイベントへ参加した場合や感染に不安のある場合などは積極的に無料PCR検査を受検し、健康観察の上、登校
- ・ ワクチン早期接種の呼びかけ
- ・ 市販の解熱剤や抗原検査キットの事前準備
- ・ マスク着用など基本的な感染防止の取組の徹底

→ 県内大学等では、1月4日以降、順次冬休みが明け、対面により授業を実施

<大学等の主な対応等>

- ・ 「保健管理センター」「保健室」等での健康相談や、解熱剤、抗原検査キット等事前準備の呼びかけ
- ・ 県外へ帰省等した学生に対し、積極的な無料PCR検査の利用と健康観察を指示
- ・ 体調に違和感がある場合は、決して登校しないよう徹底
- ・ 帰寮時には、健康観察チェックシートを確認

保育所・幼稚園等の感染対策の徹底

○抗原定性検査キットでの職員全員の検査を週1回から週3回に

⇒1月中下旬を目途に各保育所等へ配布します。(希望する放課後児童クラブにも配布)

⇒無料検査、PCR検査等支援事業補助金(2月末まで延長)も有効に活用いただき、職員の健康管理、施設内の感染拡大防止の徹底を引き続きお願いします

○保育所等での感染が拡大

⇒基本的感染対策の徹底に加え、施設内にウイルスが持ち込まれることがないように、家族が体調不良の場合を含め、体調不良の園児の登園を控えていただくようご協力をお願いします

○クラスターの発生を防ぐために

⇒各施設での早期の発見、囲い込み、封じ込めが重要です。施設関係者で陽性者が判明した際には、速やかに保健所への連絡、検査実施にご協力をお願いします

保育所・幼稚園等において、多数のクラスターが確認されています

- ・行政検査で陰性だった園児がその後発症、陽性となるケースもあることから、健康確認を徹底
- ・施設内での感染拡大を防ぐため、できるだけ合同保育を控え、異なるクラスの園児の接触を控える
- ・暖房使用時もこまめな換気を心掛け、空気の流れを意識した換気の実施
- ・多くの園児、職員が触れる物、箇所のコマメな消毒の実施

社会福祉施設の感染対策の再徹底

○年末年始の帰省等に伴い、家庭内感染を契機とした感染が急拡大しています。今一度、基本的な感染予防策を徹底してください。また、検査の積極実施による早期発見、早期対策をお願いします。

○コロナ治療薬の投与が重症化防止に効果的です。治療薬の早期投与をお願いします。

○PCR検査等支援事業補助金の支援拡充を2月28日まで延長します。

○本日付で社会福祉施設あてに通知を発送します。

・重症化リスクのある入所者に対して、嘱託医等と連携してラゲブリオ、パキロビット、ゾコーバなどのコロナ治療薬を早期投与してください。

・オンライン研修動画を改めて視聴してください。

対 象：高齢者福祉施設、障がい福祉サービス施設

内 容：①陽性者発生時の初期対応 ②第7波を踏まえた基本的な感染対策 ③冬季の換気対策

○感染予防緊急対策として

①自主隔離支援

②感染予防に必要な物品・物資の購入支援を実施中

期 間：令和5年2月28日まで

対 象：①職員がホテル等に自主隔離するための宿泊費用等

②サーキュレーター、パーテーション等感染予防対策物品及び消毒液等の消耗品の購入

医療機関の感染対策の再徹底

- 県内の医療機関で院内感染事例が多発している状況が続いているとともに、高齢者等の重症化リスクの高い入院患者の感染事例が顕著になっています。
- 各医療機関におかれましては、院内に持ち込ませない対策、院内感染が発生した場合の初動対応の強化をお願いします。
- 院内感染が発生した場合、**コロナ治療薬の投与が重症化防止に効果的です。早期投与につとめてください。**

医療機関関係者の陽性者数 ※福祉・医療施設感染症センターへの報告件数

10月:計242人 11月:計366人 12月:計699人 1月:計232人(1日～5日まで)

◆本日付けで県内の医療機関宛に注意喚起の通知を发出

院内に持ち込ませない対策

- ・職員の体調不良時の出勤見合わせ、家庭内感染防止のための自主隔離
- ・手指消毒、防護服の着脱等の基本的な感染対策の巡回点検
- ・空気の流れの確認、換気の実施 等

初動対応の強化

- ・重症化リスクのある入院患者に対する**コロナ治療薬の早期投与**
- ・有症状時の積極的な検査及び早い段階での幅広い検査(一斉検査等)による陽性者の早期洗い出し
- ・ゾーニングやN95マスク等の常時着用(広範囲での着用)等の**感染対策の早期着手** 等

●感染予防緊急対策としての自主隔離支援(12/27～1/31まで)

【対象】職員がホテル等に自主隔離するための宿泊費用等を負担する社会福祉施設・医療機関経営者(入院協力医療機関については別途助成制度があるため除く)

【内容】一人あたり一日6,000円以内を全額補助

●PCR検査等支援事業補助金の支援拡充(2/28まで延長)

【対象】職員、職員家族、利用者(患者)

【内容】補助率10/10、施設内一斉検査も対象

年始の感染拡大に対する県庁特別体制

■ コロナ応援体制と分散勤務やリモート・在宅勤務

・更なる**感染拡大に備えて職員の応援体制を確保済**

- 最大3,000人の陽性者に対応できるよう、業務体制(最大400人規模)を構築済み
- 陽性者数増に伴い、コンタクトセンター**応援職員を増員し県庁講堂で実施中**

応援職員数 **100人規模 (陽性者数に応じ、柔軟に調整)** ・コンタクトセンター 30人 ・保健所応援・クラスター対応 等 70人

・職場の密度を下げ、職場内感染を防止する観点から、**1/10 (火) ~ 1/31 (火) の期間については、年末年始に引き続き分散勤務やリモート・在宅勤務を徹底**

- 持ち運び可能な自席パソコンを活用し、リモート・在宅勤務といった柔軟な勤務を推進
- イベントや会議等については、全部または一部をオンライン対応にするなど、コロナ対策に留意して開催
(会議については、12/27運用開始の**県庁ワークブース**も活用)



■ 県職員の感染対策

「県庁第8波対策県庁特別体制」に移行し、感染防止対策を徹底中

⇒ **より一層取組みを徹底**

- ✓ 陽性者または陽性が疑われる職員との接触者については、**早期かつ幅広くPCR検査や抗原検査を実施**
- ✓ 所属長は、所属職員の健康状態を日々、確実に把握し、**体調の悪い職員を決して出勤させず在宅勤務又は休暇取得へ**
- ✓ 各所属において、執務室等における2方向の**窓や扉の常時開放による換気や正しいマスク着用などを徹底**

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (1月10日現在)

東部・西部地区に「特別警報」、中部地区に「警報」を発令しています。

オミクロンの様々な新規系統が確認され、感染拡大が続いています。
高い緊張感をもって、今一度感染対策の確認、徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	12/6～
中部地区	警報	11/27～
西部地区	特別警報	12/13～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(1/10)> 東部(43.8%)、中部(35.4%)、西部(59.1%)

⇒東部地区は、感染拡大していることから、「特別警報」を継続しています。

県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

人口10万人・週あたりの新規陽性者数が1,000人を超え、新規株が顕著になってきていることから、県内全域に「**感染急拡大嚴重警戒情報**」を発出しています。

一般の事業所、高齢者施設、学校、保育所等での集団感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、より一層の感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:200人超/週 警戒:500人超/週 嚴重警戒:1,000人超/週
東部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,498.5人/週
中部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,447.7人/週
西部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,776.1人/週

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

新規陽性者数は高い水準となっているが、最大確保病床使用率及び重症病床使用率が「レベル3」の水準未満、かつ、コロナ重症者はいないため、コロナ医療が必要な人へ適切な医療ができていることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (1月10日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,604.6人 (8,880人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	48.7% (171/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	17.0% (8/47床) <small>コロナ重症者数0人(※)</small>	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(1月10日現在)
PCR陽性率(直近1週間)	37.6% (8,880人/23,646件)

※コロナ重症者:新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引きによる
(ICU 入室 又は 人工呼吸器が必要な者)

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが1/10（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
775	医療機関	○	米子市	12名	12/31～1/8
776	高齢者福祉施設	○	米子保健所管内	9名	1/5～8

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養又は在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（775例目）

医療機関

陽性者数	所在地
職員及び患者12名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

院内感染対策ガイドラインを参酌し、クラスター対策特命チーム等において、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（776例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者9名	米子保健所管内
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392